長野運輸支局長　殿

宣　誓　書

貨物自動車運送事業法第９条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

□該当する □該当しない

 ①貨物自動車運送事業法第５条第３号に準ずる密接な関係を

有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運

送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から５年を

経過しない者である。

□該当する □該当しない

②変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が１２点

以上である。

□該当する □該当しない

③変更に係る営業所について、申請日前１年間に、地方貨物自

動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価

において、「Ｅ」の評価を受けている。

□該当する □該当しない

④変更に係る事業用自動車の数と申請日前３ヶ月以内におい

て増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算し

て３ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車

の数の３０％以上となる。(当該合計が１０両以下であると

きを除く。)

項目４の算定根拠

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営業所 | 申請後の配置車両数 (a) | 申請日から起算して３ヶ月前時点の配置車両数 (b) | 差(C)=(a)-(b) | 割合（C）÷(b)×100 |
|  |  |   |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

令和　　年　　月　　日

住　　　　所

氏名又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞